

伊万里市公告第 6 7 号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 及び伊万里市契約規則（平成 2 1 年規則第 4 号）第 5 条の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 1 1 月 5 日

伊万里市長 深 浦 弘 信

1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名：令和 6 年度（明許）農業水路等長寿命化・防災減災事業
柳谷ため池改修工事
- (2) 工事場所：伊万里市波多津町内野地内
- (3) 対象施設：柳谷ため池
- (4) 工事概要：施工延長 L=15. 0m
堤体工 N=1 式
取水施設工 N=1 式
- (5) 予定工期：契約締結の日～令和 8 年 3 月 2 7 日
- (6) 予定価格：金 1 3, 2 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税は含まない）
- (7) 最低制限価格：設定する

2. 入札参加要件

- (1) 本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 伊万里市競争入札参加者の資格等に関する規則（平成 2 0 年規則第 4 0 号。以下「規則」という。）第 2 条に定める入札参加者の資格を土木一式工事で有するもので、次に掲げる要件に全て該当するものであること。
 - (ア) 佐賀県内に本店を有し、佐賀県の建設工事等級表における B 級以上の業者であること。
- イ 伊万里市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領による指名停止を受けていないこと。
- ウ 次のいずれにも該当する者でないこと、および次に掲げるものが経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないもの。
 - (エ) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

- (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (2) 入札参加資格者を有する者が開札の時までに(1)に掲げる要件を満たさなくなったときは、その者は、入札に参加できない。

3. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

4. 入札参加申請及び開札日

(1) 提出書類

ア 入札参加申請書

イ 経営事項審査結果(総合評点値結果)通知書の写し

審査基準日から1年7ヶ月を経過していない最新のものを提出すること。

ウ 入札書及び工事費内訳書

(中封筒に封入し封印をすることとし、中封筒の寸法は長形3号より大きくてもよい。封入の方法については、別紙「郵便入札の方法」を参照すること。)

※工事費内訳書は返却しません。

(2) 提出期限：令和7年11月20日(木) 午後5時まで

(3) 提出方法：持参、郵便又は信書便等により提出すること。

(4) 提出先：11に示す場所

(5) 開札日時

ア 日時：令和7年12月4日(木) 午後1時30分

イ 開札場所：伊万里市立花町1355番地1

伊万里市役所 大会議室

※開札会への立会を希望する場合において、代表者が自社の職員に立会を委任する場合は別紙「委任状」に記名押印のうえ、開札日に持参すること。なお、開札の結果、落札となるべき同額の入札者が2者以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9の規定に基づき、くじ引きで落札者を決定する。この際に、くじ引きの対象となる入札者が開札に立ち会っていない場合は、入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとする。

5. 入札参加資格の確認等について

入札参加資格がない者には令和7年12月1日(月)までに電話で連絡する。

なお、入札参加資格がないと認めた理由に不服がある場合、令和7年12月3日(水)までに、その旨を記載した書面を提出すること。(様式は任意)

6. 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 受付期間：令和7年11月5日（水）～令和7年11月13日（木）
正午まで
- (2) 提出方法：FAX又は電子メール
- (3) 提出先：11に示す場所
- (4) 回答方法：令和7年11月17日（月）までに伊万里市ホームページに掲載する。

7. 入札保証金

入札に参加しようとするものが見積もる金額の100分の5以上に相当する金額又は3,000円のいずれか高い額とし、当刻入札前までに納入しなければならない。ただし、伊万里市契約規則第9条に該当する場合は免除する。

8. 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、伊万里市契約規則第32条第1項第1号又は第2号に該当する場合は免除する。

9. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 入札について不正行為を行った者
- (3) 入札書及び工事内訳書に記名・押印がない者
- (4) 入札書及び工事費内訳書の中封筒に入れていない者
- (5) 中封筒に記載している工事名とは異なる工事名を記載している入札書又は工事費内訳書の中封筒に入れている者
- (6) 工事費内訳書の積算価格と入札書の入札金額が異なる者
- (7) 入札書の金額、氏名及び印鑑について、誤脱又は判読不可能な記載がある者
- (8) 2以上の意志表示をした者
- (9) 申請書に虚偽の記載をした者
- (10) 消滅しやすい方法で記載された入札を行った者
- (11) 前各号に掲げるものの他、競争の条件に違反した者

10. その他

- (1) 予定価格を超えて入札した者は失格したものとみなす。
- (2) 最低制限価格の設定のあるもので、最低制限価格を下回る金額で入札した者は失格したものとみなす。
- (3) 請負金額が300万円以上の工事について、前金払いは請負金額の40%以内、中間前金払いは請負金額の20%以内とする。

また、請負金額が1,000万円以上の工事については、部分払いを行う事がで

きる。

- (4) 本工事に係る下請負契約については、伊万里市内に本店を有している者を優先活用するよう努めること。また、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該納入契約の相手方を伊万里市内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。
- (5) 本工事に係る契約を締結した者が、本工事の工期と重複し、かつ、本工事の工事場所と近接している伊万里市が発注した工事を請け負っている場合は、設計変更により本工事に係る諸経費の調整を行う。
- (6) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に該当する。
- (7) 請負金額が500万円以上の工事を受注した場合は、工事实績情報サービス(CORINS)に登録すること。
- (8) この公告に定めるもののほか、入札参加申請、事務手続き並びに入札参加資格の欠格要件等については、伊万里市条件付一般競争入札試行要領（平成19年10月1日施行）の規定による。

11. 問い合わせ先

入札参加申請及び切抜設計書等に対する質問の提出先、公告の内容に関すること。

〒848-8501 伊万里市立花町1355番地1

伊万里市 総務部 契約監理課

電話 : 0955-23-2176

FAX : 0955-22-7841

MAIL : keiyakukanri@city.imari.lg.jp